平成２３年（フ）第５１号
静岡県富士宮市東阿幸地97番地、前住所静岡県富士宮市小泉1442番地の９
債務者　佐野　友美（旧姓沼澤）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３０４４号
大阪市平野区加美東２丁目11番２―711号
債務者　小野　和子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６０６号
横浜市保土ケ谷区仏向町1369番地１　クレストコクエＡ―103号
債務者　濱崎　裕康
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６１５号
横浜市磯子区岡村３丁目１番７号
債務者　阿部　美花
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６１９号
横浜市神奈川区新子安１丁目30番11号　エトワール堤101号
債務者　藤井　明子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１６号
静岡県島田市元島田東町9184番地の６　雇用促進住宅道下宿舎２棟403号室
債務者　齊藤　美帆
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２２号
静岡市清水区駒越中２丁目19番１号　エルディムＫ―３―203号
債務者　灰原堅太郎
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２５号
静岡県焼津市大覚寺71番地の１　リーベ焼津102
債務者　小林　祐子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１０号
北海道川上郡標茶町字虹別原野706番地４
債務者　八重樫　薫
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１１８号
北海道川上郡標茶町字中チャンベツ原野基線37番地15
債務者　村岡　昌之
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１３９号
北海道厚岸郡厚岸町湾月２丁目67番地　ｙｏｕトピア湾月203号室三浦方、住民票上の住所釧路市緑ケ岡６丁目20番27号
債務者　樋口　雪絵
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４４号
島根県出雲市大社町杵築西2282番地
債務者　糸賀美津子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第８５２４号
東京都葛飾区高砂３丁目27―３―110
債務者　福田　俊昭
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５６４号
神奈川県茅ヶ崎市柳島２丁目９―55
債務者　小又　敦子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６１４号
東京都杉並区上井草４丁目13―12―101
債務者　石丸　厚子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部